

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01333

研究課題名（和文）市場支配力分析の日米EU比較法的検討

研究課題名（英文）Comparative Legal Study of Market Power Analysis in Japan, the U.S., and the EU

研究代表者

川濱 昇（Kawahama, Noboru）

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60204749

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：市場支配力にはその存在の問題と変動の問題の2つがある。日本法では変動だけが法律要件となっているが、それを意識せず混同すると法解釈の混乱が生じる。市場支配力基準は消費者厚生を改善する効果をもつ。しかし、消費者厚生は目的であっても基準ではない。そう理解しないと過小規制になることを示した。市場支配力の存在は法律要件ではない。しかし、存在と規模は市場支配力の変動を分析するとき重要である。たとえば非ハードコアカルテルでは、当事業者がグループとして潜在的に有する市場支配力と程度を前提に、市場支配力の変動分析が可能になる。排除行為についても同様の結果となることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

市場支配力に関して、その存在と変動を識別した分析はこれまで見られなかった。この視点を導入することで、非ハードコアカルテルの反競争効果の立証手順を定式化できた。また、各種排除行為による反競争効果の発生機序を明確化することもできた。いずれにおいても、事前に市場支配力が存在することとその程度が重要な重要な意味をもつが、必要とされる程度は行為類型によって異なることを明らかにし、多くの先例がこの視点で説明できることも示した。事前の市場支配力と行為のタイプで悪影響の発生機序を説明するという本研究は、強固な独占力を有するデジタルプラットフォーム事業者への予防的規制の根拠を考える上でも意味をもつ。

研究成果の概要（英文）：With respect to market power, two issues exist: the issue of its existence and the issue of its variation. Under Japanese law, only variation is a legal requirement. However, their confusion has led to confusion in legal interpretation. The market power standard has the effect of improving consumer welfare. However, consumer welfare is an objective, not a criterion. Failure to understand so would result in underregulation. The existence of market dominance is not a legal requirement. However, existence and size can be beneficial to the issue of changes in market power. For example, in a non-hardcore cartel, if the potential market power that the parties as a group have does not exist, the conduct will not result in the formation of market dominance, etc. The same result is revealed for exclusionary conduct.

研究分野：経済法

キーワード：市場支配力 セオリー・オブ・ハーム 排除行為 非ハードコアカルテル 消費者厚生 社会的厚生  
デジタル・プラットフォーム

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

各国の競争法では、企業結合規制をはじめ、不当な取引制限型規制、私的独占型規制の様々な分野で市場支配力に依拠した分析(市場支配力分析)が行われている。市場支配力分析の基本的枠組みは、日・米・EUにおいて共通しているという理解が一般的である。しかし、市場支配力分析には次の2つのタイプがある。行為主体が市場支配力を有しているか否かの問題(存在問題)と、当該行為が市場支配力の形成・維持・強化をもたらすかの問題(変動問題)である。米国・EUではも法律要件となっている場合が多く、この2つを区別せずに市場支配力分析と呼ばれてきた。日本法ではのみが法律要件となってきた。この違いを意識しないため、概念の混乱が生じたり、分析の錯綜が生じるおそれがあった。欧米でこの2つの区別が意識されたのは2015年以降であり、概念の精緻化はまだ始まったばかりである。また、同時期に、市場支配力基準と類似した、消費者厚生基準への批判論が強まった。しかし、批判の曖昧さもあって、議論の混乱が見られる。その曖昧さは部分的にはの区分の不透明さから生じている。この混乱が消費者厚生を巡る激しい論争を不透明にしていた。このように、この区別の精緻化と厚生基準の議論は、日本のみならず、欧米でも重要な問題として意識されたはじめての始まりであった。

### 2. 研究の目的

米国とEUの競争法における市場支配力基準を、その存在問題と変動問題を識別した上で検討し、法的に要求されている反競争効果の基準の内容と運用状況を検討する。さらに、欧米では競争法の最終的な目的を狭義の消費者厚生とすべきか否かをめぐって争われているが、上記市場支配力分析の実態がそれらの規範的要請と整合的であるか否かも解明する。

具体的には、まず、私的独占型規制について存在と変動の関係を解明することを目的とする。次いで不当な取引制限型規制で、存在問題と変動問題の関係を検討する。米国・EUともハードコアカルテルでは市場支配力分析は必要とされない。それが問題となるのは非ハードコアカルテルである。そこでも存在問題が重要な意味を占めている。わが国では、非ハードコアカルテルに関して正式先例が皆無のためその分析方法についての学説も米国、EUの先例の紹介・追従にとどまり、首尾一貫した説明は存在しない。存在問題と変動問題を識別せずに市場支配力分析が語られるため、わが国の文脈ではそもそも何を解明するのか明らかではなかったが、それを明らかにすることを目的とする。このように、存在と変動問題を区別した研究によって、比較法研究の精緻化だけでなく、わが国の解釈論の欠落部分を埋めることも目的としている。

### 3. 研究の方法

まず、私的独占型規制に注目して米国、EUの市場支配力分析の実態を明らかにする。どちらも大きな市場支配力の存在が要件となっているが、その変動の分析がどのような意味をもっているのかを歴史的に検討する。また、変動の要件が、種々の厚生基準とどのような関係にあるかを解明することも予定している。そこでの分析方法として、排除行為の反競争効果の道筋(Theory of harm)(発生機序)を明示化するアプローチを採用する。EUでは競争当局は変動問題を解明課題としているようではあるが、判例がそれを要求しているか否かは未定だという見解もあるので、その点についても注意を払う。なお、取り扱うべき事例は、それぞれの法域の時系列に沿った代表的事件を中心とするが、最近の事例については包括的に検討する。ここで方法論として重視するのは経済分析の活用である。具体的には消費者厚生を害する行為として何が行われ、どのようにそれが害されたと言えるのかを問いかけることが上記解明にとって有益だと思われる。

ついで、不当な取引制限型行為についても同様の市場支配力分析の実態解明を行う。ここでの課題は非ハードコアカルテルである。ハードコアカルテルではそもそも存在問題ではなく直ちに変動存在が解明されることは自明である。しかし、非ハードコアカルテルでは直接に変動問題が扱われておらず、まず存在問題が問われる。このことはわが国の文献でも紹介されているが、誰がどのように市場支配力を有しているのかさえ明らかではない。反競争効果の代理変数としての市場支配力という表現が用いられることがあるが、その実際の意味などを明らかにする。

以上を通じて、これまでその立証方法が明確でなかった不当な取引制限等における市場支配力の変動の分析方法を明らかにするとともに、諸外国では市場支配力分析が必要とされないのにわが国では必要とされている領域での適切な推認ルールなども明らかにすることを最終的な目的としている。

#### 4. 研究成果

(1)米国とEUの独占規制における力の要件と行為の要件を中心に検討し、日本法との比較を行った。米国では独占化は独占力+排除行為と理解されていたが、行為が独占力の形成・維持・強化に寄与したことが重視されていること、行為後の力の存在が法律要件ではあるが、事前の力の存在が後者の立証の際に重視されていること、消費者厚生基準が、後者の発生機序を厳密に叙述することを要請したことを明らかにした。さらに、総厚生基準では市場支配力の変動問題だけではない追加的な要件が必要となるという問題提起を行い、それに依拠したと見られる事案では現に行為要件が不必要に厳格化していることを示した。次に、EUでは支配的地位の濫用であるため、その地位(独占力)とそれを濫用した妨害と整理されている。そこでは、高い市場支配力が存在することを前提に妨害的な行為が示されれば変動問題を無視する立場(形式ベースの考え方)が有力であった。しかし、2000年頃から消費者厚生を基準とする効果ベースの考え方によって、変動問題が焦点となっていることを示した。それに伴い、変動の発生機序が重視されていることも明らかにできた。ただし、高度な市場支配力と行為の悪性によって、変動が生じることが推定できることを示唆した先例もあり、それに合理的根拠があることも確認した。日本法の私的独占は、排除行為等によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することを要件としている。このため、行為の結果として市場支配力の形成等が必要だという解釈が早期に確定した。上述のように、米国、EUでは、高い水準の市場支配力が存在することそれ自体を重視し、行為がもたらす効果を重視しない傾向があつてあつたが、今日ではわが国の立場に形式的には収斂してきたと言える。他方、わが国の法適用が両法域にで、それほど大きな差異があつたわけではない。実際のところ、事件選択レベルで高い市場支配力を要求し、何からの排除効果が想定できそうな慣行を選べば、形式ベースの立場と大差ないことになるからである。問題となるのは、まだ先例のない、イージーケースではない事例での市場支配力分析である。

(2)市場支配力基準と様々な厚生基準との関係を解明した。米国・EUでは市場支配力の変動基準を消費者厚生基準と呼ぶことも多い。ただし、両者で結論が異なるときには、前者を採用しており、後者に固執する論者は少数であること、また後者に固執すると過小規制になることも明らかにした。消費者厚生を社会厚生と理解する立場もある。市場支配力基準が消費者厚生を害することは確かだが、市場支配力基準を充足することが社会的厚生の十分条件ではないこと、市場支配力基準の観点から過小規制をもたらしかねないことを明らかにした。以上から、社会的厚生ではなく、消費者厚生が競争法の重要目的とすべきこと、また後者も目的の1つにすぎず、基準でないことを示した。他方、米国・EUでは消費者厚生基準が独占規制において市場支配力の形成等を必要条件として導く前提であつたことも明らかにした。それを米国・EUにおける法解釈論の展開の観点からの解明も行った。この分析の一環として市場支配力基準と分配問題との関係を検討し、競争法の目的・機能としての分配問題の是正が一定程度期待できることも示した。

(3)反競争効果としての市場支配力基準と特定時点における一定水準以上の市場支配力の存在との関係を考察した。これは米国・EUの独占規制等では法律要件となっている。この立場をとることの問題点を指摘して、そうではないわが国独占禁止法の立場の正当性を確認した。他方、正常な競争手段との識別が困難なタイプの排除行為においては、高度な市場支配力の立証がその反競争効果の確認にどのように有益であるのかを具体的なケースの分析を通じて検討した。そこで明らかになったのは、それぞれの反競争効果の発生機序に応じて、高度な市場支配力及び背景でそれを支えている市場環境等の特徴的要因が影響し合っていることを明らかにした。

(4)市場支配力の存在とその程度が、市場支配力の変動問題にとって有益であることを具体的に明らかにした。各行為類型が、どのような理路で市場支配力の変動をもたらすのかという作用機序ないし発生機序の問題から次のことを示した。非ハードコアカルテルでは、当事業者がグループとして潜在的に有する市場支配力が存在しなければ、その行為によって市場支配力の形成等がもたらされることはない。排除行為についても略奪型と費用引上型のそれぞれについて事前の市場支配力の程度が反競争効果の発生に関連性をもつことを明らかにした。これらの分析結果を前提に、大きな市場支配力を持つ企業が行う行為については、反競争効果の現実の発生だけに注目するのではなく、その危険性に注目した規制の構築が問題になり得るのではないかという点を明らかにした。これは現在問題となっているデジタルプラットフォームの事前規制の正当化ともかかわる視点である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 川濱 昇	4. 巻 188巻4 - 6号
2. 論文標題 「競争法における「消費者厚生」の位置づけ - 目的が基準か - 」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1 - 25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川濱 昇	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 「競争法の目的・機能と分配問題」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 23 - 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川濱 昇	4. 巻 1166
2. 論文標題 優越的地位の濫用の慎重な新展開	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 24-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川濱 昇	4. 巻 1543
2. 論文標題 プラットフォーム事業者への「優越的地位の濫用」の「拡大」とその課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 69-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 武田邦宣・川瀨 昇	4. 巻 20-J-013
2. 論文標題 オンライン広告市場の競争分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 RIETIディスカッション・ペーパー	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山本敬三、中川丈久、亀本洋、川瀨昇、田中亘、前田健、河野俊行、稲谷龍彦、垣内秀介、山川隆一、佐藤英明、品田智史、浅野博宣	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 427
3. 書名 法解釈の方法論	

1. 著者名 土田 和博、山部 俊文、泉水 文雄、川瀨 昇、河谷 清文	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 650
3. 書名 現代経済法の課題と理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------